

(平成26年2月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認四国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

四国（高知）国民年金 事案 513

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月
② 昭和45年7月から46年3月まで

申立期間①当時は、A市が委託した集金人が、毎月、戸別に国民年金保険料を集金に来ており、私の妻が、毎回、夫婦二人分の保険料を納付していたので、私の保険料のみ未納ということに納得できない。

また、私と妻は、昭和25年から自転車店を営み、申立期間②当時は、ほぼ毎日、B銀行（現在は、C銀行）本店営業部の行員が、当座預金等への入金のために集金に来ており、妻が、毎月の国民年金保険料の納付期限までに、集金に来た同行の行員に、夫婦二人分の保険料とA市が発行した納付書を預け、保険料の納付を依頼していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料について、納付していたことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人及びその妻の同手帳記号番号は、同一日（昭和36年2月6日）に連番で払い出されていることが確認できる上、A市が作成した申立人及びその妻に係る国民年金被保険者名簿によると、夫婦は、申立期間①前後の昭和36年4月から37年2月までの期間及び同年4月から45年6月までの期間について国民年金保険料が納付済みとなっており、かつ、3か月を除きいずれも同一日に現年度納付した記録となっているなど、基本的に夫婦一緒に保険料を納付して

いたものと考えられるが、申立期間①については、申立人の妻の保険料のみ納付済みとなっている。

また、申立人の妻が記憶していたとして申立人の子が主張する申立期間①の国民年金保険料額は、当時の法定保険料額と一致する上、申立期間①当時のA市の広報誌には、同市において集金人による保険料の徴収が行われていたことが記載されており、保険料の納付方法についての申立人の妻の記憶と符合している。

さらに、申立期間①は1か月と短期間である上、申立期間①当時に国民年金保険料の納付を行うことが困難な状況にあったと推認される事情も見当たらない。

一方、申立期間②について、A市が作成した申立人夫婦に係る国民年金被保険者名簿によると、申立期間②後の昭和46年4月から53年3月までの期間は、申請免除が承認された記録となっており、申立期間②当時、国民年金保険料を納付する資力が乏しかった事情がうかがえる上、その後、当該申請免除期間は、46年4月から49年3月までの期間は53年に、49年4月から53年3月までの期間は59年に、それぞれ追納によって納付された記録となっており、毎月、納付期限までに納付していたとする申立人夫婦の主張と相違している。

また、申立人夫婦は死亡しており、昭和46年4月から53年3月までの期間に係る申請免除、追納等の経緯について、供述を得ることができない。

さらに、申立期間②当時、申立人夫婦が経営していた自転車店の集金を担当していたB銀行の行員は特定できず、申立人の国民年金保険料の納付についての供述を得ることができない。

このほか、申立人の妻が申立人の申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

四国（愛媛）厚生年金 事案 1149

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和25年11月19日）及び資格取得日（昭和26年4月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年11月19日から26年4月1日まで
② 昭和26年8月30日から28年11月1日まで

私は、A社に昭和25年4月8日から28年10月末日までの期間、継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落している。

申立期間中に退社し、再び入社したという事実は無いことから、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は、同社において昭和25年4月8日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年11月19日に同資格を喪失後、26年4月1日に同社において同資格を再取得しており、申立期間①の被保険者記録が無い。

しかしながら、A社に係る上記被保険者名簿により、厚生年金保険の加入記録が確認できた同僚53人に照会を行った結果、複数の同僚は、「申立期間①においては、申立人は休職や一時退社したことはなく、同社で継続して勤務していた。」と供述している。

また、申立人は、「A社に入社して1年ぐらい経過した後に、C係へ異動となった。」と主張しているところ、複数の同僚は、申立人がC係に異動になったことを記憶していることから判断すると、申立人は、申立期間①において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

さらに、複数の同僚は、「A社で勤務した期間と厚生年金保険の被保険者記録は一致していると思う。」旨の供述をしている上、「同社では、本人の希望によらず社会保険に加入していた。」旨の供述をしていることから判断すると、同社では、配属部署に関係なく全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたものと推認される。

加えて、申立人と同期入社した同僚は、いずれも申立期間①において厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立期間①前後の社会保険事務所（当時）の記録から、2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時のことは分からない。」と回答しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っていたと推認され、社会保険事務所は、申立人に係る昭和25年11月から26年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人は、「A社において昭和28年10月末日まで継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿により、厚生年金保険の加入記録が確認できた同僚53人に照会を行ったものの、複数の同僚からは、申立期間②に係る申立人の勤務実態について具体的な供述を得ることができない。

また、申立人が氏名を記憶しているC係の同僚については、死亡又は連絡先不明のため、供述を得ることができない。

さらに、A社の当時の事業主は既に死亡している上、同社の事業を継承したB社は、「申立期間当時の関連資料等は一切残っておらず、回答致しかねる。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間②における確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

四国（愛媛）厚生年金 事案 1150

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①のうち、昭和22年4月1日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA銀行B支店における資格取得日に係る記録を22年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を480円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA銀行B支店における資格喪失日に係る記録を昭和28年5月6日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年11月1日から22年6月1日まで
② 昭和28年4月16日から同年5月6日まで

申立期間①については、昭和21年11月1日にC銀行（現在は、A銀行）に入行、同行B支店で勤務し、申立期間②については、28年4月13日に同行D支店の開設準備委員の発令を受け、同年5月6日に開店後、同支店において勤務し、それ以降、57年4月30日に定年退職するまで休退職等なく勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録に空白が生じていることから、確認の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、A銀行が保管する行員台帳、同僚の供述及び申立人が所持する関連資料から、申立人は、当該期間において同行B支店に勤務していたと認められる。

また、申立人と同質性が高いと認められる同日入行の同僚は、A銀行B支店において昭和22年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるほか、当該時期及び近接した時期において厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる同僚のうち、自身の記憶する入行日と同保険の被保険者資格取得年月日が相違する者が複数確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和22年4月1日にA銀行B支店において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるのが相当である。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人と同質性が高いと認められる同僚の記録及び申立人のA銀行B支店における昭和22年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、480円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主はこれを不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、A銀行が保管する行員台帳、雇用保険の加入記録、同僚の供述及び申立人が所持する関連資料から判断すると、申立人は同行に継続して勤務し（昭和28年5月6日に同行B支店から同行D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係るA銀行B支店における昭和28年3月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主はこれを不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

四国（愛媛）厚生年金 事案1153

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月28日から同年3月1日まで
昭和35年4月にA社（社員養成所）に入社し、平成15年7月に退職するまで、同社に継続して勤務していた。

申立期間はA社社員養成所（B市）から同社C支店に異動した時期であり、厚生年金保険の空白期間が生じるはずがない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び同社への照会結果並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間の前後を通じて同社に継続して勤務し（A社社員養成所（B市）から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、A社は、「当時の関連資料が現存していないため正確なところは確認できないが、当時より弊社の定期異動は3月1日付けで行っているため、申立人の異動日も昭和36年3月1日であったと推測される。」と回答しているところ、当時の同僚も、同社社員養成所（B市）から同社C支店に異動したのは昭和36年3月1日付けであった旨供述していることから判断すると、同年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当であ

る。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、事業主が昭和36年3月1日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日として誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

四国（愛媛）厚生年金 事案1154

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月28日から同年3月1日まで
昭和35年4月にA社（社員養成所）に入社し、平成12年2月に退職するまで、同社に継続して勤務していた。
申立期間はA社社員養成所（B市）から同社C支店に異動した時期であり、厚生年金保険の空白期間が生じるはずがない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び同社への照会結果並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間の前後を通じて同社に継続して勤務し（A社社員養成所（B市）から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、A社は、「当時の関連資料が現存していないため正確なところは確認できないが、当時より弊社の定期異動は3月1日付けで行っているため、申立人の異動日も昭和36年3月1日であったと推測される。」と回答しているところ、当時の同僚も、同社社員養成所（B市）から同社C支店に異動したのは昭和36年3月1日付けであった旨供述していることから判断すると、同年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当であ

る。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、事業主が昭和36年3月1日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日として誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

四国（愛媛）厚生年金 事案1155

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月28日から同年3月1日まで
昭和35年4月にA社（社員養成所）に入社し、45年5月に退職するまで、同社に継続して勤務していた。

申立期間はA社社員養成所（B市）から同社C支店に異動した時期であり、厚生年金保険の空白期間が生じるはずがない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び同社への照会結果並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間の前後を通じて同社に継続して勤務し（A社社員養成所（B市）から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、A社は、「当時の関連資料が現存していないため正確なところは確認できないが、当時より弊社の定期異動は3月1日付けで行っているため、申立人の異動日も昭和36年3月1日であったと推測される。」と回答しているところ、当時の同僚も、同社社員養成所（B市）から同社C支店に異動したのは昭和36年3月1日付けであった旨供述していることから判断すると、同年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当であ

る。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、事業主が昭和36年3月1日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日として誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

四国（高知）国民年金 事案 514

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 7 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月から 46 年 3 月まで

私と夫は、昭和 25 年から自転車店を営み、申立期間当時は、ほぼ毎日、A 銀行（現在は、B 銀行）本店営業部の行員が、当座預金等への入金のために集金に来ており、私が、毎月の国民年金保険料の納付期限までに、集金に来た同行の行員に、夫婦二人分の保険料と C 市が発行した納付書を預け、保険料の納付を依頼していた。申立期間の国民年金保険料について、納付していたことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

C 市が作成した申立人夫婦に係る国民年金被保険者名簿によると、申立期間後の昭和 46 年 4 月から 53 年 3 月までの期間は、申請免除が承認された記録となっており、申立期間当時、国民年金保険料を納付する資力が乏しかった事情がうかがえる上、その後、当該申請免除期間は、46 年 4 月から 49 年 3 月までの期間は 53 年に、49 年 4 月から 53 年 3 月までの期間は 59 年に、それぞれ追納によって納付された記録となっており、毎月、納付期限までに納付していたとする申立人夫婦の主張と相違している。

また、申立人夫婦は死亡しており、昭和 46 年 4 月から 53 年 3 月までの期間に係る申請免除、追納等の経緯について、供述を得ることができない。

さらに、申立期間当時、申立人夫婦が経営していた自転車店の集金を担当していた A 銀行の行員は特定できず、申立人の国民年金保険料の納付についての供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

四国（徳島）国民年金 事案 515

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から 51 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から 51 年 1 月まで

結婚後、婦人会の役員から国民年金への加入を勧められ、当該役員を通じて加入手続をし、国民年金保険料を毎月納付してきたにもかかわらず、申立期間を未納とされていることに納得できないため、確認の上、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 48 年 11 月に結婚し、その時は国民年金に加入していなかった。婦人会の役員から国民年金に加入しないといけませんが、今年はあと 1 か月だから来年からにしますかと言われ、49 年 1 月から集金に来てくれた。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号の前後の番号の払出状況及び国民年金被保険者台帳管理簿により、51 年 2 月頃に払い出されたものと考えられることから、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認される上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情もうかがえず、申立人の主張と相違している。

また、A市の申立人の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和 51 年 2 月 3 日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得しており、申立期間は国民年金の未加入期間として管理されていたものであるから、国民年金保険料を納付できなかったと考えられる。

さらに、申立人は、婦人会を通じて申立期間の国民年金保険料を夫の分と一緒に毎月納付したと主張しているところ、前述の役員は既に死亡している上、ほかの役員は、「私が、婦人会で集金をしていた期間は覚えていない。」と回答していることから、申立人の申立期間における国民年金保険料を納付したことをうかがわせる具体的な供述は得られない。

加えて、A市から提出されたB地区における昭和48年度及び49年度の収納台帳によれば、申立人の夫の氏名等は確認できるものの、申立人の氏名等はない上、A市から提出された申立人の49年度及び50年度検認票においても申立期間に国民年金保険料の納付を示す検認印は無く、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことは確認できない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

四国（香川）厚生年金 事案 1147

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 9 月 24 日から 23 年 1 月 1 日まで
② 昭和 23 年 7 月 31 日から 26 年 5 月 1 日まで

昭和 20 年 9 月 24 日から 36 年 1 月 10 日までの期間において、A 事業所及び B 社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②における厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B 社の回答、同社への入社の際の経緯や入社後の業務内容及び同僚の入社時期に関する申立人の供述から判断すると、申立人が申立期間において A 事業所で勤務していたことが認められる。

しかしながら、B 社は、「申立期間①における従業員の厚生年金保険の加入の取扱い及び申立人の給与からの厚生年金保険料の控除については、資料が残っていないため不明。」と回答している。

また、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①において被保険者記録が確認できる 12 人に照会したところ、7 人から回答が得られたものの、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができない。

さらに、前述の被保険者名簿を確認したが、申立人の申立期間①に係る被保険者記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

2 申立期間②について、B 社の回答、申立期間当時の業務内容及び同僚の入社時期や勤務状況に関する申立人の供述から判断すると、申立人が申立期間において A 事業所及び B 社で勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社は、「申立期間②における申立人の給与からの厚生年金保険料の控除については、資料が残っていないため不明。」と回答している。

また、A事業所及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間②及びその前後の期間において、申立人と同様に、A事業所における被保険者資格を喪失し、その12か月から33か月後に、再度、同事業所又はB社における同資格を取得している者が7人確認できる。

さらに、当該7人は死亡又は所在が不明のため、供述を得ることができず、前述の被保険者名簿により申立期間②において被保険者記録が確認できる17人に照会し、12人から回答が得られたものの、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得ることができない上、複数の者は、「A事業所では、全員が厚生年金保険に加入していたとは思えない。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

四国（香川）厚生年金 事案 1148（香川厚生年金事案 311 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月1日から31年1月1日まで

夫の年金記録について社会保険事務所（当時）へ照会したところ、申立期間の厚生年金保険被保険者記録は無い旨の回答があったが、夫から聞いた話では、A県の青果市場で青果物を運搬する仕事をしていたとのこと。

夫が働いていた事業所の名称及び所在地は不明であり、申立期間当時の事情が分かる資料は何も残っていないが、厚生年金保険被保険者期間はあるはずであることから第三者委員会に対して年金記録の訂正について申立てをしたが、認められなかった。

最近になって、夫の小学校高等科の同級生であり、申立期間以前に勤務していたB事業所の同僚を思い出したので調査の上、夫の年金記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立てを行った申立人の妻は、申立てに係る事業所の名称や所在地及び申立期間当時の事情を記憶していない上、申立期間当時の同僚及び友人等についても記憶していないこと、ii) オンライン記録により、申立期間当時において厚生年金保険適用事業所であったことが確認できるA県内所在の事業所であって事業所名に「C」を含む事業所又はD市が申立期間当時既に開設していたD市中央卸売市場において申立期間当時存在していた青果物に関係する事業所である2社4組合において申立人の申立期間当時の記録は確認できない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給

与明細書、給与所得源泉徴収票等の資料も無いこと、iii) 社会保険事務所が保管する当該関係事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号の欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いことなどを理由として、既に年金記録確認香川地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成21年8月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の妻は、新たに申立人の知人を思い出したとして再度申し立てているところ、当該知人は、「申立人からDで就職したのは聞いているが会社名等は知らない。」と供述している。

また、申立てに係る事業所を特定できないことから、申立期間当時、D市に存在していた地方卸売市場において青果物に関する営業をしていたことが今回新たに確認できた4社に照会したものの、3社は申立期間当時の記録に申立人に係る記録は無いと回答し、1社は申立期間当時の資料は既に廃棄したと回答している。

さらに、申立人の申立期間後の勤務先であるE社及びF社に照会したが、申立人の申立期間にかかる勤務先は確認ができなかった。

そのほかに、年金記録確認香川地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

四国（愛媛）厚生年金 事案 1151

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A共済組合員として掛金をBにより給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月9日から同年5月1日まで

私は、C組合から要望されて、昭和39年4月9日から同組合に入組し、Dで指導担当者として勤務を始めた。同組合から提出してもらった就労証明書においてもその勤務開始日は同日とされており、共済掛金は採用当初から控除されていたはずなので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたC組合発行の申立人に係る就労証明書及び同組合から提出された職員台帳から、申立人が、申立期間において、同組合に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人のC組合における健康保険被保険者原票、同組合から提出された職員台帳及びE組合員台帳、A共済組合から提出された組合員資格取得届及び組合員原票などの申立人に係る資格関係資料の組合員資格取得日は、全て昭和39年5月1日となっており、オンライン記録と一致している。

また、申立期間当時のC組合総務課職員は、「当時、A共済組合員の資格は月の1日に取得させていた。新規採用者については、採用した月の翌月1日付けで組合員資格を取得させていた時期もあったと思う。」と供述しているところ、A共済組合の記録において、同組合員の資格の取得日が昭和39年5月1日である者の採用年月日は、申立人以外に確認できた4人全員が同年4月16日であることが確認できる上、38年5月から40年4月までの期間に、C組合において同資格を新規取得している者についても同様に、採用された月の翌月1日付けで同資格を取得している者が多数確認できる。

さらに、前述の職員は、「組合員資格を取得していない月分の掛金を控除

することは無かったはずである。」と供述している上、C組合は、「当時の掛金控除については申立人に係る貸金台帳及び給与明細書等の資料が無く不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る共済掛金の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における共済掛金の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がA共済組合員として、申立期間に係る掛金を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

四国（愛媛）厚生年金 事案 1152

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月から 36 年 3 月まで
高校卒業してA社B支店（現在は、C社）に就職し、1階のD売場で1年間勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び申立人が卒業した高等学校が保管する生徒指導要録から、期間の特定はできないものの、申立人がA社B支店に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社B支店において、昭和 35 年度に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者を含む 44 人に照会し、回答があった 34 人のうち、ほとんどの者が申立人を記憶しておらず、申立人を記憶している同僚も、「申立人の勤務形態を含め、正社員として勤務していたか否かについては定かではない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除に関する供述を得ることはできない。

また、同僚から提出された昭和 35 年度入店者名簿に氏名が記載されている 24 人全員が、昭和 35 年 4 月 1 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるものの、当該名簿において申立人の氏名は確認できない上、別の同僚は、「名簿に記載のある 24 人が昭和 35 年 4 月 1 日に入社した者であり、それ以外に正社員はいなかった。」と回答している。

さらに、現在、C社の人事関係業務を行っているE社は、退職者名簿及び社員名簿に申立人の記録が無く、勤務実態の有無については不明と回答している。

加えて、申立人は、申立期間に係る給与明細書等の保険料控除を確認でき

る資料を所持しておらず、このほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。